

「イノベーションを通じた新産業・新市場の創出に向けて」（平成 24 年 3 月 2 日：民間議員提出）
で行うべきとした取組の具体的内容

平成 24 年 3 月 2 日
内閣官房国家戦略室

「イノベーションを通じた新産業・新市場の創出に向けて」（平成 24 年 3 月 2 日：民間議員提出）において、まず行うべきとした取組の具体的内容は以下の通り。

(1) ライフ・イノベーション

行うべき取組	具体的内容
①「医療イノベーション戦略」の早急な具体化	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療機器、再生医療、次世代医療等の幅広い分野を対象とし、大胆な規制・制度改革等も包含した重点事項の目標と工程表を含む医療イノベーション戦略を 5 月までに決定する。 ・ 4 月目途に国家戦略会議で中間報告を行う。
②オールジャパンの創薬体制となる「創薬支援機構」の速やかな設置	<ul style="list-style-type: none"> ・オールジャパンの創薬体制である「創薬支援機構」の設置に向け、関連省庁間や官民の責任分担と体制の設計を速やかに取りまとめ日本再生戦略に盛り込む。
③医療機器・医薬品・再生医療の各特性に適合するよう規制体系の見直し。特に医療機器について、条件付き承認を活用して迅速に市場に投入できる仕組みの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・再生医療の製品開発、治験、承認審査の方針を明らかにするガイドラインの策定について速やかに取組を進めるとともに、平成 24 年度からの事業を生かし、再生医療の知見・技術の進展を踏まえた安全性と有効性の評価法等に係るガイドラインを順次策定する。 ・再生医療製品の特性を踏まえ、法体系に医薬品・医療機器と異なる分類を設ける必要性等、実態に沿って制度の在り方 の見直しについて検討する。また、治験実施体制の強化を検討する。 ・審査におけるアジアとの協力を推進する。 ・再生医療技術の研究・実用化・普及促進を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・承認に条件を付す規定の活用等も考慮しつつ、医療機器の特性を踏まえ、医療機器を迅速に市場に投入するための制度の在り方の見直しについて検討するとともに、運用の改善等を含め承認手続きの効率化について検討する。
④次世代医療の基盤となるバイオバンク、医療情報連携基盤の構築・展開	<ul style="list-style-type: none"> ・先行する被災地の東北メディカル・メガバンク計画の進捗状況を平成24年度早々に国家戦略会議に報告する。 ・当該取組を踏まえ、①オールジャパンによるバイオバンクの活用方策、②医療情報とゲノム情報等を活用した個別化医療の実現化推進方策について、平成24年度中に取りまとめる。 ・次世代医療の推進に必要な、遺伝情報に対する保護や差別行為を禁止する法制度の整備の必要性について検討を行う。
⑤初診・急性期でも遠隔医療が可能か柔軟に医療現場で判断できることの明確化。また、遠隔医療の普及拡大、処方せん電子化に向けた具体的道筋の提示	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔医療の普及・拡大に向けて、新成長戦略工程表において記載されている事項について、着実に実施する。特に、初診・急性期の遠隔診療について、「直接に対面診療を行うことが困難」であるかどうかは、医療現場で柔軟に判断できる旨の明確化等を着実に図る。また、遠隔医療の普及・拡大に向けた具体的ロードマップの策定を平成24年度中に行う。 ・現在までに実施されている検討や実証等の結果を踏まえ、処方せんの電子化及び電磁的交付の実現に向けた具体的ロードマップの策定を平成24年度以降可能な限り早期に行う。
⑥ヘルスケア産業や育児支援産業等、新たに市場と雇用を創出する事業について法律上の措置を講じる等、支援するための仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ製品の製造、ヘルスケア産業や育児支援産業等、新たに市場と雇用を創出する事業について法制上の措置を行うこととし、法案をまとめ国会に提出する。

(2) グリーン・イノベーション

行うべき取組	具体的内容
⑦グリーン成長戦略の具体化を急ぎ、日本再生戦略の柱として位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・今夏の需給安定に向けた「規制・制度改革アクションプラン（平成23年11月）の26項目の重点課題（注）について、3月末までに結論を得て、エネルギー・環境会議にて報告、速やかに措置する。 （注）主要事項は以下のとおり。民主党エネルギーPT／再生可能エネルギー小委員会提言等を踏まえ、重点項目追加を検討中。 <ul style="list-style-type: none"> －農地等における再エネ設備立地の促進・円滑化 －国立公園内での地熱・風力発電開発に関する規制の見直し －太陽光発電に関する工場立地法の見直し －買取制度における再エネの優先接続ルール、広域運用

	<p>ー住宅・建築物の省エネ基準義務化</p> <p>・需要家への多様な選択肢の提供、多様な供給力の最大活用に向け、今年夏をめどに、電力システム改革、天然ガスシフトのための基盤整備等について結論を得る。</p>
⑧グリーン・イノベーションの海外展開	<p>・「東アジア低炭素成長パートナーシップ構想」、「日韓グリーン・グロース・アライアンス」の推進をはじめ各国との政策対話を積極的に展開するとともに、官民連携による産業協力、日本の技術やシステムのトップセールスを戦略的に推進する。</p>

(3) 科学・技術・情報通信

行うべき取組	具体的内容
⑨科学技術イノベーション政策の総合司令塔機能の強化	<p>・総合科学技術会議が担っていた調査審議機能に加え、政策方針の決定・推進機能も一元的に担う。</p> <p>・限られた財源を有効に活用するため、例えば、応用分野研究で評価結果に基づきプログラムが入れ替わる等の新陳代謝を図る仕組みを検討する。</p> <p>・我が国産業の新市場開拓・成長につながるよう、実用化を担う産業界の知見や意見が幅広く意思決定に反映するための仕組み（議員構成、協議会等）を設ける。</p> <p>・知的財産、国際標準化の専門家やベンチャーキャピタル出身者など、出口戦略に精通した人材を登用する。</p>
⑩産学官一体となった先導的取組への重点支援	<p>・グローバルアジェンダ（環境・水・食糧・エネルギー・ヘルスケア等）等の解決に向けて、科学技術による課題解決が期待されている分野を特定し、研究開発から産業化まで一貫通貫で行うために各省連携で、産学官が一体となったプロジェクトを打ち出し集中的に支援することを検討する。</p> <p>（例）エネルギー資源制約克服（メタンハイドレート開発、再生可能エネルギー）、レアメタル供給制約克服（希少元素代替技術）等</p>

(4) まち・住まい

行うべき取組	具体的内容
⑪住宅の性能向上と都市の低炭素化	<p>・全ての新築住宅・建築物について省エネルギー基準への適合を2020年までに段階的に義務化することとし、具体的な工程（対象、時期、水準）を省エネ法改正にあわせ明確化する。</p> <p>・都市の低炭素化を図るため、都市機能の集約化等を総合的に推進する制度的枠組みを早急に整備する。</p>